

# 2022年度事業計画

## 法人経営方針

未だに終息が見えない新型コロナウイルス感染症禍の中で、2022年度においても引き続き感染拡大防止策を徹底し、施設利用者と職員の健康と安全を守ることを最優先課題とする。

また、横浜医療福祉センター港南の全棟開棟によって全施設の整備が完了することから、第二次経営計画の策定を進めるとともに、以下の取組みによって確固とした経営基盤を構築する。

- (1) 高占床率の維持（長期入所者の早期補填、積極的な短期入所者の受入れ）
- (2) 外来診療件数の増加
- (3) 各種事業における登録者数及び参加者数等の増加
- (4) 各種加算の確保
- (5) 補助金の積極的導入
- (6) 職員の効率的配置と超過勤務の縮減
- (7) 事務経費の縮減

## I 法人本部事務局

### 1 本部の機能強化及び施設の円滑かつ効率的な運営支援

#### (1) コンプライアンスの遵守及びガバナンスの強化

法令等に則った理事会及び評議員会の運営によって、法人経営の健全化を図り、社会的信用度を高めるとともに、コンプライアンス委員会の指揮のもと内部通報制度や内部監察等を活用して、適正かつ効率的な事務事業の遂行を徹底する。

[主な年間スケジュール]

- 6月 第1回理事会 定時評議員会
- 10月 内部監察の実施
- 11月 第2回理事会 第2回評議員会
- 3月 第3回理事会

#### (2) 第二次経営計画の策定

社会経済情勢の変化予測やこれまでの事業実績の検証をふまえ、第一次経営計画（中期経営計画）の不備や喫緊の課題に対応するため、第一次計画期間の最終年度を前倒し、2023年度から2025年度までの3年間の第二次経営計画を策定する。

#### (3) 持続的な法人経営のための新企画提案

総合相談支援センター構想について、業務の集約化によるメリット・デメリットや事業の採算性等の課題解決に取組みながら、新たな事業形態での開所計画を検討する。

## 2 中・長期的な観点からの人材の確保・育成

### (1) 各施設の安定的な運営を支える職員の確保・採用

各施設の安定的な運営体制を確保するため、2023年度採用の活動を進めるとともに、随時、欠員補充のための採用活動を継続して行う。特に採用困難となっている生活支援員については、各施設と連携し計画的・効果的な確保策を検討・実施する。

### (2) 時代に適した人材育成策の検討・実施と第二次経営計画の策定

eラーニングによる新人育成研修などコロナ禍の時代に適した研修を継続するとともに、体系的な人材育成計画や人材育成プラン策定の調査・検討を進め、第二次経営計画に反映していく。また、職員の成長を支える業務実績評価制度について、昨年度に引き続き試行的実施とし、より適切な運用に向けた検討を進める。

### (3) より働きやすい職場づくりに向けた取組

改正育児介護休業法の施行にともなう適切な対応を行うとともに、引き続き年次有給休暇の取得推進、長時間勤務の抑制などの取組を進め、ワークライフバランスのとれた働きやすい職場づくりを進める。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントのない快適な職場環境とするため、職員への一層の周知・啓発、相談体制の充実・強化等に取り組む。

## Ⅱ 横浜医療福祉センター港南運営事業

### 1 全体目標

「利用者の笑顔を第一に」考えるセンター港南の理念に基づいて、質の高い医療福祉サービスを提供し、利用者やその家族の方々から信頼される施設を旨とする。新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底して、施設利用者や職員の安全と健康を確保の上、各種医療福祉サービスを安定的に提供する。

夏季までに全棟開棟を円滑に完了させ、入所児者の健康維持・増進、個別性を活かしたユニットケアの運用、生産・創作活動を交えた日中活動など、入所児者の望む生活を支援する。入所児童には、積極的な家族支援を通じて、在宅・地域への復帰を支援する。また、短期入所を増床し、在宅支援を強化する。

9月に日本ボツリヌス治療学会学術大会、11月に東日本重症心身障害児者施設協議会を主催するとともに、各種学会・研修会での報告活動、地域での研修活動等を通じて、障害医療福祉の発展、職員の育成と新たな人材の確保に努める。

### 2 運営事業の指針

(1) コロナ感染症等の感染防止策を徹底して、施設利用者や職員の安全と健康を確保の上、各種医療福祉サービスを安定的に提供する。

(2) 5棟目の開棟

2022年4月に3W棟を開棟して、新規入所児者24名（18歳未満8名、18歳以上16名）を7月までに受け入れる。また、短期入所を6月以降、8床から段階的に16床にする。

(3) 高収益・低コストの経営意識

「収益を最大に、経費を最小に」する経営意識をもって業務に従事する。

(4) 職員にとって働きやすい職場環境の整備

全ての職員が意欲をもって業務遂行できるように、職場環境の整備に努める。

### 3 数値目標

事業名	2022年度目標（前年度目標）
外来診療	108.5名/日（98.0名/日）
長期入所	上半期【定数120名から24名入所】 131.0床/日（118.8床/日） 下半期【定数144名】 141.1床/日
短期入所	上半期【8床から16床に増床】 11.8床/日（8.0床/日） 下半期【16床】 15.7床/日

### 4 各部門の主要事業計画

(診療部)

(1) 利用者が必要とする適切かつ先進的な医療の提供

- ①求められる専門医療の研鑽を重ね、診療水準の向上を目指す。
- ②本年度当初に骨密度測定装置を導入し、骨粗鬆症の評価と治療の向上を目指す。
- (2) 5棟目開棟を安全かつ円滑に完了する。
- (3) 医師増員や外来診療枠の増加により、外来診療を拡充する。
- (4) 適切な医療的判断を行うため、専門的な医療ケアチームが支援できる体制を推進する。
  - ①栄養サポートチーム (NST)
  - ②摂食・嚥下外来
  - ③褥瘡ケアチーム
  - ④ACP チーム
  - ⑤呼吸・排痰ケアチーム
  - ⑥感染コントロールチーム (ICT)
- (5) 積極的に学会参加、報告活動を行い、日常診療の検証・向上に努める。

### (診療支援部)

増加する人工呼吸器等の医療機器を使用する利用者に、安全確保、保守管理のため、医療機器の専門医療職である臨床工学技士を配置する。

- (1) リハビリテーション課
  - ①多様なニーズに対応した訓練と先進的・先駆的な訓練を提供し、訓練の質を向上させる。
  - ②多職種医療ケアチームを通じて、入所者の入所生活を支援する。
  - ③積極的に施設間交流、学会・研修会への報告を行い、人材育成に努める。
  - ④9月に日本ボツリヌス治療学会学術大会を主催し、障害医療の発展に寄与する。
- (2) 薬剤課
  - ①薬物相互作用、副作用、新薬などの情報を積極的に発信し、安全で有効な治療に貢献する。また他部署と連携して安全・安心な医薬品の提供に努める。
  - ②採用医薬品に対し、後発医薬品への切り替えや在庫の整理など効率的かつコストを意識した在庫管理を徹底する。
  - ③感染コントロールチーム (ICT)、栄養サポートチーム (NST) に積極的に参画しチーム医療の向上に努める。
- (3) 検査課
  - ①検査データの精度及び信頼性の向上のため、精度管理の励行、機器の点検・整備を計画的に実施する。また、試薬や検査キットの在庫管理を適正に行い、無駄なく運用する。
  - ②効率的な業務によって、増床等による検査件数の増加に支障なく対応する。
  - ③感染症情報や検査情報の提供を行い、チーム医療に貢献する。
- (4) 放射線課
  - ①利用者の安全性のため、被ばく線量の最小化を第一に考え、迅速かつ丁寧な撮影を行う。また、利用者に対し医療被ばくに関する情報提供を行う。
  - ②検査の精度・信頼性の向上のため、検査機器の保守点検及び整備、知識及び技術の習得

に努める。

③効率的な業務によって、増床等による検査件数の増加に支障なく対応する。

#### (5) 栄養課

①衛生管理や食品アレルギー対策を徹底し、安心して安全な食事の提供に努める。

②食事の質の向上を心掛け、さらに行事食を提供して季節感のある献立を提供する。

③栄養相談や栄養サポートチーム(NST)の巡回によって、利用者の状態に応じた適切な栄養指導・増粘剤等の調整をする。

#### (居住支援部)

(1)入所児者の医療度、自立度、嗜好等を考慮して、棟の構成や小規模ユニットケアを運用する。

(2) 計画相談やACPに基づいた個別支援計画を立案・実施し、医療選択等を含む、全人的な生活支援を提供する。

(3) 看護・生活支援部は、生活支援部の入職者に対し、速やかに特定の利用者を実施できる喀痰吸引等研修(3号研修)に準じた施設内研修を行い、安全な医療的ケアの実施に努める。

(4) with/after コロナ感染症禍の面会、外出・外泊、ボランティア活動・地域交流を策定し、できるだけ不自由のない入所生活の実現に努める。

(5) 入所児童に対し、就学前の適切な保育・幼児教育、両親・兄弟との絆の強化や在宅復帰支援、療養介護への移行支援を行う。

(6) 入所生活・日中活動の個別性の向上を目指し、障害年金の施設預かり・運用を策定・実施する。

(7) 看護・生活支援は、人材育成と新たな人材確保のため、積極的に学会・研修会等での報告を行う。

(8) 11月に東日本重症心身障害児者施設協議会を主催し、障害医療・福祉の発展に寄与する。

#### (在宅支援部)

##### (1) 医療福祉相談室

①短期入所の利便性向上

申し込みから初回利用までの期間短縮、断り件数の最小化、緊急入所への対応に努める。

②長期入所希望者の状況把握と速やかな入所調整会議の開催

通年的な入所希望の受け、在宅療養者の状況把握に努める。長期入所者の欠員が生じた場合は、速やかな入所に移行できるよう検討を進める。

③指定特定相談支援事業の拡大

サービス等利用計画(計画相談)の要望を把握し、業務拡充もふまえて体制整備を行う。

④介護職員等による不特定の利用者を実施できる喀痰吸引等研修(1、2号研修)の基本研修講義・実技研修の事業を準備する。

⑤とちのき講座・市民公開講座の開催

感染拡大状況に合わせ、センター講座の企画及び運営を検討する。

(2) 外来課

- ①感染対策を徹底して利用者及び職員にとって安全な診療に取り組む。
- ②外来受診者・短期入所者の個々の実情を把握し、複数の部門・診療科が連携して適切にサービスできるよう貢献する。

(3) 新規事業を段階的な実現に向けて検討する。

- ①介護ヘルパー事業：入所利用児者の外出活動・在宅復帰の支援をする。
- ②訪問看護事業：入所児者の在宅復帰の支援をする
- ③生活介護事業：不足の解消を目指す。

**(安全管理室)**

(1) 全職員が感染予防及び安全に対する 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を理解・実行できるようにする。

- ①感染コントロールチーム (ICT) が中心となり、コロナ感染症等の動向を注視し、院内感染等の施設管理に万全を期す。
- ②職場安全に関する定期的な巡視を行う。
- ③発生したインシデント・アクシデントを分析し、「安全レター」を通じて、その対策を全職員に周知させる。

(2) 効果的な防災訓練を行い、発災時に全職員が迅速に対応できるようにする。

**(管理部)**

(1) 感染状況の変化に迅速に感染対策できるよう、IT の活用や安全な窓口対応等を検討する。

(2) 設備・用度調達 of 適切な管理執行を行う。

- ①敷地法面の改修工事を施行する。
- ②施設内インターネット回線の見直し更新する。
- ③空調設備及び環境衛生の管理・整備を行う。

(3) 財務体質の健全化を目指して、経費節減を継続的に取り組む。

委託業務の内容、範囲、契約期間等を見直すとともに、衛生材料や消耗品の価格・在庫量の運用を徹底し低減化を行う。

(4) 人材確保と労働環境の改善

恒常的な人材不足の解消を図るため、定期的な見学会の開催や学校訪問などを計画的に実施し、職員の確保を目指す。

また、職員の健康維持向上を図るとともに、ワークライフバランスの観点から、適切な業務管理、効率化によって超過勤務時間を前年度比 5% の削減に努める。

### Ⅲ 横浜療育医療センター運営事業

#### 1 全体目標

法人及び当センターの理念の下、長期入所者の生活の充実と在宅利用者へのきめ細やかな支援、並びに職員の職場満足度の向上を目標として、各事業の安定的運用を目指す。

2022年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症禍での業務遂行となることが想定されるため、利用者及び職員の感染防止を最優先の目標とする。

そのうえで、高齢化と医療必要度が更に進行している長期入所者の生活能力に応じた適切な生活支援と、在宅利用者本人の高齢化および重症化に加えて、介護者の高齢化や疾病によって介護困難に陥った家族に対する迅速で適切な対応を重点項目として本年度の事業計画を策定する。

#### 2 運営事業の指針

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

2021年度に作成して実情に応じて適宜改定を行っている対応マニュアルを適切に運用し、センター内へのウイルスの侵入を防ぐための手順を職員全員が遵守すること、また感染者が発生した場合にはクラスター化を防ぐ対策を迅速に行うとともに、その拡大の程度に応じて事業継続計画（BCP）に従って事業を維持するよう努める。

##### (2) 在宅支援事業の安全な遂行と柔軟な対応

生活介護、放課後等デイサービス、短期入所、外来診療等の利用者の感染状況を常時監視して必要な対策をとることにより、できる限り安全に各業務を継続する。介護者の疾病等により在宅生活の維持が困難になった場合は、短期入所枠や入院枠を利用して臨機応変に対応する。訪問看護ステーションおよび居宅介護サービスにおいても直近の感染情報に基づいた防止対策を講じながら、在宅生活者への切れ目のない支援を可能な限り継続する。

なお、センター港南の新棟開棟による短期入所枠の拡大に伴い、当センターの短期入所枠は減床させ、法人全体として短期入所枠数を維持する方針とする。

##### (3) 長期入所者の生活の質の向上

高齢化・重症化している利用者への人生会議（Advance Care Planning：ACP）の実施を進め、ひとりひとりが望む生活と医療ケアの擦り合わせを継続的に行う。その方針について家族・後見人との意思疎通を図る。また感染対策による様々な制限の中でも可能な限り生活の質を落とさないように、日中活動の充実を図る。

また短期入所枠の減床に伴って長期入所枠を増やす計画である。

##### (4) ICTを活用した業務の効率化

院内LANを強化して職員間で管理・運営情報が迅速に共有できる仕組みを整備し、各種会議を効率化（時間の短縮、Web会議など）することによって「非対人業務」の軽減を図る。それにより対利用者業務に割く時間を増やし、サービスの向上につなげる。

#### (5) 人材確保と職員満足度の向上

様々な媒体を利用して職員を募集し、可能な限り欠員を減らすように努める。職種毎の研修・教育システムを充実させ、スキルの向上と人材定着を図る。全ての職員が当センターの職員であることを誇りに思えるように、法人および施設理念の下に共通の目的意識を育み、働く喜びを感じられる職場風土を醸成することによって利用者満足度を高めることにも繋げる。

### 3 数値目標

事業名	2022年度目標(前年度目標)
外来診療	86名/日(85名/日) ※101名/日(短期入所外来を含む。)
療養介護	87名/日(87名/日)
短期入所	15名/日(14名/日)
生活介護	18名/日(19名/日)
訪問看護ステーションえーる	165件/月(165件/月)
ヘルパーステーションまいはーと	650件/月(600件/月)
放課後等デイサービスはみんぐ	4.9名/日(4名/日)
保育室ひかり	17名/月(17名/月)
病児保育室あさひ	2.2名/日(2名/日)

### 4 各部門の主要事業計画

#### (診療部)

新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら、長期入所者及び在宅利用者の生活を守るための事業を継続していく必要がある。各部門・他職種との連携を強化して対応する。

#### (1) 長期入所

- ①利用者の医療情報のスタッフへの正確な伝達、ケアや治療の意義を定期的に確認し、日常ケアのモチベーションの維持につなげる。
- ②高齢化・重症化に対応できるよう研鑽を重ねる。
- ③高齢化する利用者家族や後見人との意思疎通、確認を迅速に行い、スタッフ・家族と共に入所者一人ひとりの望む生活と医療ケアについての検討を行う(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)。
- ④災害及び感染拡大など非常時における日常生活の維持につき、具体的な方法の検討を進める。

#### (2) 短期入所

- ①重症化とともに状態が多彩になっている利用者への対応を、スタッフと協力して行う。病床数を可能な限り維持しつつ、増加している緊急入所の依頼に対応できるように短期・入院病床の効率的な運用を行い、感染対応の状況を考慮しつつ可能な限りの



事業継続を行う。

②日常診療中の在宅での不安要素に主治医とも連携して対応、情報提供する。

(3) 外来診療

①外来診療は、コロナ禍の中、電話再診が増加しているが、オンライン診療の積極的利用も模索し、利用者の利便性と正確な診断・対応につなげていく。

②利用者の在宅・地域生活が安心・安全で潤いのあるものになるよう医療面からのサポートを行う。多岐にわたる専門医療の知識を得るため研鑽する。

③増加している発達障害の利用者のため、診療・相談体制の強化を行う。

④通所及び放課後等デイサービス利用者の体調管理にも関わり、協力して対応する。

⑤入所・外来にて栄養サポートチーム（NST）・感染対策・褥瘡のチームアプローチを進める。

⑥歯科は新型コロナウイルス感染症対策が続くと思われる中、他部署と連携し、院内感染防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに応えるよう努める。

長期入所者・通所の定期検診及びブラッシング指導、保育室ひかりの歯科検診は例年どおり実施する。たちちほどがやの定期検診についてはコロナ禍の状況を鑑み、訪問でなく通院にて実施する。

(診療支援部)

(1) リハビリテーション課

①入所の頻度内容は、個々や病棟ニーズに応じて対応する。

②通所の現場及び在宅ニーズに応じて対応する。

③外来は発達障害を含め年齢や地域制限を設けず訓練サービスを提供する。

④地域支援として、訪問リハ・出前講習・地域活動ホーム・たちちいずみのへの派遣及び放課後等デイサービス事業への支援を行う。

⑤人材育成として、3施設が連携して、リハチーム全体及び部門ごとの合同研修及び勉強会を実施する。

(2) 薬剤課

①安心・安全な医薬品の供給と情報提供を行う。

②安心・安全な医薬品供給のため医薬品の安全管理を行う。

③研修・勉強会へ積極的に参加し、医療・福祉へ貢献する。

④チーム医療へ積極的に参加し、医療の向上を目指す。

⑤DI 業務を充実する。

⑥病棟での薬剤管理業務をすすめ、利用者により良い診療支援を行う。

(3) 放射線課

①利用者の安全性と被ばくの低減に努める。

②医療機器の保守点検・整備・修理を計画的に行う。

③知識・技術の向上

④他部署との連携・協力を図り、より良い診療支援を目指す。

#### (4) 検査課

- ①新型コロナウイルス検査については、各部署と連携して刻々と変化する運用へ柔軟に対応する。
- ②迅速で正確な検査を実施する。
- ③検査機器の管理と精度管理を徹底する。
- ④検査試薬の在庫状況を確実に把握する。
- ⑤機器操作及び運用マニュアルを随時更新する。
- ⑥採血管などの定数管理を実施する。
- ⑦センター内における感染情報を提供し、他部署と連携して院内感染防止対策を徹底する。

#### (5) 栄養課

- ①安全・衛生管理を徹底した食事提供をする。
- ②イベント食やリクエスト食の計画的な取入れと誤嚥防止に配慮した食事提供をする。  
また、ケトン食の提供を継続する。
- ③栄養士チーム (NST) で多職種と連携し、適切な栄養療法を提言する。
- ④外来、入院時の栄養指導を積極的に実施する。
- ⑤地域活動支援事業の「健康相談」・「巡回相談」を実施する。
- ⑥放課後等デイサービス事業及び保育室とも連携する。
- ⑦新給食会社と一丸になり、笑顔あふれる心のこもった食事提供をする。

#### (居住支援部)

##### (1) 療養介護

- ①在宅利用者及び介護者の高齢化や利用者の重症化を考慮し、利用者への安心安全な生活保障を確保するため、長期入所枠について検討する。
- ②高齢化・重症化に伴う安全で質の良い生活支援を提供する。
- ③教育体制の再整備とやりがいのある職場を目指し、職場適応・定着率をアップする。
- ④研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。
- ⑤個人にあった生活が提供でき、かつ職員の業務負担軽減につながる改善を行う。
- ⑥感染対策の取組をした面会及び外出を制限される中での、利用者の身体的、精神的な負担解消に向けた新たな生活様式を検討し提供する。
- ⑦長期利用者への面会が感染対策で制限されることによる、家族の不安解消に向けた利用者の日常が伝わる方法を検討し提供する。

##### (2) 日中活動

- ①長期入所者の社会参加及び生活の潤いとして感じられる活動を提供する。
- ②短期入所者の希望者への活動の提供と支援を行う。
- ③長期入所者個人の年齢や健康状態を踏まえた活動を提供する。
- ④地域社会との連携を実施し、質の良い支援を提供する。
- ⑤研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

- ⑥棟職員との協力を強化することで、利用者の状態把握の共有で安心な活動を提供する。
- ⑦長期入所者の音楽療法のサポートを行う。
- ⑧棟状況、感染状況に合わせた活動の工夫を行う。

## (在宅支援部)

### (1) 外来看護

- ①外来診療・通所・訪問看護ステーション・病児保育室・放課後等デイサービス・左近山特別支援学校の医療ケア児童の通学支援事業等の多岐にわたる在宅サービスを提供する。
- ②チームケアを推進し、スムーズな外来及び在宅支援事業の運営に取り組む。
- ③重心及び発達障害児者への看護に関する研修や人材育成に積極的に取り組み、利用者サービスの向上を図る。
- ④訪問看護ステーションと連携し、相互の支援体制を継続していく。
- ⑤コロナ感染者・濃厚接触者に対し不安が広がらないよう感染対策の確実な実施、他部署との連携を取り情報共有し相談などに応じていく。
- ⑥他部署との連携を持ち、外来利用者の感染情報や近隣の他施設の感染情報を鋭敏に受け取り、施設内に感染を持ち込まれることを未然に防ぐ。

### (2) 短期入所・入院

- ①センター港南の5棟目の開棟に伴い、短期入所枠について法人全体のバランスを考え、段階的に調整を行う。
- ②空床を利用し、休日を含め最大限緊急入所に対応する。
- ③レスパイト等の定期的な短期入所を確保し、在宅生活の維持に努める。
- ④新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、通常どおりの短期入所を受け入れしていく。

### (3) 通所

2022年度も更なる充実した通所運営に向け、準備していく。

- ①通所数を1日平均18名以上の安定確保を目指す。
- ②効率的な送迎運行に努め、一人でも多くの利用に繋げることで家族の負担軽減を図る。
- ③利用者の重度化に伴い、医療ケアの職員研修の充実と体制整備を行う。
- ④計画相談との連携強化による在宅利用者支援及びサービスの向上を図る。
- ⑤個別支援計画の充実に努め利用者の満足度向上を目指す。
- ⑥登録者の重症化に伴い、送迎時の運営体制を検討する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、その時々での最良のサービスを行う。

### (4) 医療福祉相談室

#### ①一般相談

- (ア) 重度重複障害及び医療的ケアに関する相談に応じる。

- (イ) 他機関と連携し、専門機関への橋渡し、共同に努める。
- (ウ) 外来診療でサポートが必要な患者（家族）の診察場面に同席し、状況把握の上、困難さに対応していく。

#### ②短期入所調整

- (ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、利用者・家族への丁寧な説明と表示により、対策への協力依頼を継続的に実施していく。
- (イ) 利用者のニーズを把握し、入所棟との調整及びベッドコントロールを行う。
- (ウ) 緊急入所の相談に応じ、診療部・入所棟との調整を行う。
- (エ) 新規利用希望の相談に応じ、面談による聞取り及び説明・契約業務を担い、事前外来・日帰り短期入所などの調整を経て初回入所に繋げる。

#### ③新長期入所調整

利用者の家族や関係機関と連携して、安心して施設生活が送れるよう支援する。

#### ④指定特定相談

- (ア) モニタリング等の業務を遂行し、新たに、地域の利用者に受入れを拡大していく。
- (イ) 法人内（港南・たちほどがや）の定例連絡会議を継続し、情報共有及び相談支援サービスの向上を図る
- (ウ) 地域の自立支援協議会及び相談事業所との連携を推進し、専門機関として地域ニーズに対応し役割を果たす。

#### ⑤退院支援

入院患者（短期入所中に治療を要した場合も含む）の退院に向け、家族のみならず在宅サービス・在宅医療への情報伝達や必要時にはカンファレンスの開催を実施する。

#### ⑥委託事業「健康相談」「巡回相談」の継続

前年度同等の訪問相談及び出前講座を行う。P T 以外の職種のリクエストも受け講義を行う。

#### ⑦初診受付・相談

新患相談受付窓口としてインテークの後、外来及び診療部との調整を行う。

#### (5) 訪問看護ステーション「えーる」

- ①実働5名体制を維持することで、利用契約者数45名を目指す。月165件の訪問実績を確保する。
- ②外来部門と連携し、相互の支援体制を継続していく。
- ③勤務時間をフレキシブルに活用することで、ご家族からの需要の多い、早期訪問や夕方方の訪問の拡充を行う。求められる在宅支援に応えていく。
- ④外部研修にできるだけ参加する。関連施設にえーるのブランディングを周知することで新たな市場ニーズを獲得していく。
- ⑤標準予防策の徹底に努める。感染の状況に応じ臨機応変な対策を講じることで、在宅支援を途切れさせない。

(6) ヘルパーステーション「まいはーと」

- ①常勤職員 6 名配置となり、在宅支援部門の一部門として他部門との連携を図り訪問時間の効率的なシフト体制を研究し利用者ニーズに応えていく。それにより月 650 件以上の訪問を目指す。
- ②医療的ケア特定行為三号研修修了者による、医療的ケアが必要な利用者へのサービスを順次開始する。
- ③毎月一回の登録ヘルパーを含めたミーティング研修を実施し、利用者サービスの向上に努める。

(7) 放課後等デイサービス「はみんぐ」

- ①安全で質の良いサービスを提供する。
- ②週 5 日、1 日 5 名の登録と 1 日平均 4.9 名の出席運営を目指す。
- ③研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

**(安全管理室)**

- (1) 院内の新型コロナウイルス感染症予防対策において、ICT の一員として中心的な役割を果たしてきた。今年度も、最新の情報を把握し、関係各部署と速やかに共有し、利用者及びスタッフの感染防止に努める。また、ワクチン接種をスムーズにすすめる。
- (2) 業務継続ガイドライン (BCP) (感染症・防災) を策定し、適宜改訂する。
- (3) 利用者・職員の安全確保のため、医療事故防止対策に取り組む。
- (4) インシデント・アクシデントレポートの分析、改善策への取組を推進する。
- (5) 安全・感染の視点での職場巡視を引き続き行う。インシデント報告などから重点項目を設定して巡視し、その改善策について確認し、各部署とともに再発防止に努める。
- (6) 年 2 回の法定研修に加え、安全・感染に関する情報を提供し、職員の知識及び意識の向上を図る。

**(管理部)**

(1) 管理課及び医事課

①人事、人材管理

- (ア) 時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数を管理する。
- (イ) 職員のタイムリーな採用と離職率の低減を図る。
- (ウ) e-ラーニングやオンライン研修に参加し人材育成を図る。

②経理業務

- (ア) 適正な予算管理と執行を行う。
- (イ) 健全なセンター経営のため、経費削減と収入を管理する。
- (ウ) センター港南の 5 棟目開棟に伴う体制変更に合わせて収支の管理

③福祉、医療請求業務

- (ア) 障害福祉サービス費と医療費の請求業務を過誤なく正確に行う。

(イ) 診療報酬改定に伴い、改訂内容の把握と漏れの無い算定を行う。

(ウ) IT化の推進（顔認証システムの導入、診療費のキャッシュレス化など）

#### ④施設管理

(ア) 安心・安全のため、定期的な施設設備の点検と迅速な修繕を実施する。

(イ) 狭隘化する施設を有効に活用するために施設内の改修等を柔軟に検討する。

#### ⑤物品管理

(ア) 老朽化する医療機器を予算に基づき計画的な購入を行う。

(イ) 固定資産の棚卸を行い、管理の体制を整える。

### (2) 保育室ひかり

①保育所保育指針を理解すると共に、園内研修を行うことで保育の質を高める。

②保育室内、外の危険個所や老朽化している場所を確認し、子どもたちの安全に努める。

③月間・年間指導計画のPDCAを行うことで、自らの保育を振り返り毎日の実践に活かす。

④横療の心理士及び管理栄養士との連携を行い、子どもの保育実践に反映させる。

⑤卒園児の新しい園生活をスムーズに促せるように、連携園との交流を行う。

⑥園見学、一時保育事業を行い、次年度の入所児童の確保や地域の家庭支援につなげる。

### (3) 病児保育室あさひ

①病気の時を安心、安静、安全に過ごせるよう、より良い保育を提供する。

②自己研鑽に励み、保育の質の向上に努める。

③医療保育の取組を見える化し、利用者の満足度の向上を目指す。

④医師、看護師、保育士と協働して育児支援、病気相談など新たなサービスを検討していく。

⑤保育施設等にパンフレットを配布し登録者を確保する。

⑥コロナ禍で、利用人数や診察などに制限があるが、その時の最善を尽くしたサービスを提供していく。

## IV 地域療育センターあおば運営事業

### 1 全体目標

2022年度はウィズコロナの中、感染対策を万全にしながら利用者ニーズに応じていけるようサービス供給体制を整え、財政基盤の安定化を図っていく。

また、2019年度から継続検討されてきた「地域療育センターあり方検討会」の議論をふまえて、横浜市の2022年度予算案には、新たに相談支援及び初期支援の強化として約800万円が計上された。当センターでは2020年度以降、試行的に「診療前支援」として初期支援に取り組んできており、この財政支援を活用して、より安定的な療育サービスが提供できるよう本格的に取り組んでいく。

### 2 運営事業の指針

- (1) ウィズコロナの中、利用者一人ひとりのニーズに応じていけるよう、職員一人ひとりが常に「利用者ファースト」の意識を持つ。
- (2) 「待たせない支援」を実現するため、新規事業（相談支援及び初期支援の強化）に全課を挙げて横断的に取り組む。
- (3) 常に「人権尊重」を念頭に、「子どもの権利擁護」を職員相互に確認し合える職場の環境づくりに努める。
- (4) 他法人の地域療育センターへの職員派遣研修等の人材育成に向けて具体的計画を立て、実行に努める。

### 3 数値目標

部門名	事業名	2022年度目標（前年度目標）
診療課	外来診療	52人/日（42人/日）
通園課	福祉型児童発達支援	45人/日（45人/日）
↓	医療型児童発達支援	18人/日（18人/日）
こども支援室	児童発達支援事業所	11人/日（11人/日）
相談課	障害児相談支援事業	250人（250人）
↓	保育所等訪問支援事業	60人（60人）

### 4 各課の主要事業計画

#### （診療課）

- (1) 医療職としての高い専門性を持ち、常に向上心を掲げ、知識や技術の修得に怠ることなく取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を徹底しつつ、各職員が利用者ファーストを念頭に、一日無駄なく稼働する意識を持ち業務遂行にあたる。
- (3) 横浜療育医療センター・横浜医療福祉センター港南との連携を強化する。

- (4) 療育分野の専門性・特殊性を踏まえた、人材育成（個々の職員の職能向上）を行う。
- (5) 他部門・他職種との連携を密にし、センターが提供するサービスの充実を目指す。

**(通園課)**

(1) 年間療育日数：208 日(前年度：206 日)

(2) 利用児数 ※( )は前年度

福祉型	86 名(92 名)
医療型	29 名(28 名)
合計	115 名(120 名)

(3) クラス数 ※( )は前年度

福祉型	13 クラス(14 クラス)
医療型	3 クラス( 3 クラス)
合計	16 クラス(17 クラス)

(4) 療育体制

①2022 年度は高頻度の療育のニーズが高く、福祉型は週 5 日クラスを 3 つ、週 3 日クラスを 4 つ開設する。低頻度の療育についてはニーズが様々で、できる限り多くの児童に利用してもらうため、日々定員 63 人を満たす設定の中で、週 2 日クラスを 2 つ、週 1 日クラスを 4 つ設定する。2022 年度もあり方検討会での療育センターの展望も鑑みて、低頻度療育のあり方、アウトリーチ型のサービスの方向性を探りながら通園運営を確立していく。

②医療型は 3 クラス設定で、いずれのクラスも子どもの状態で登園頻度を週 1 日から週 5 日で組み合わせ、1 クラスの 1 日の登園人数を 6 人と設定する。

③2021 年度よりも 2022 年度は週 1 クラスが 1 つ減っているため、日々定員は 63 人だが、利用児数は 2021 年度に比べ、6 人減員となっている。

④主任を中心にスーパーバイズ（相談）体制を設定する。

⑤卒園児のフォローとして、就学後 1 年間は元担任が相談窓口になる。

⑥他職種による集団場面の評価機会を通して、アドバイスを受ける。

(5) 人材育成

①プログラムを整理して、企画・実践・振り返りを検証する場を設定する。

②幼稚園・保育園・他の療育センターなどでの実施研修の機会を設定する。

③終礼を設定して、その日の振り返り、他クラスの情報共有をタイムリーに行う。

④通園内で直接療育に関連する事項の研修を実施する。

**(こども支援室)**

(1) 年間療育日数：162 日(前年度：159 日)

(2) 対象児童：4・5 歳児の発達障害児



(3) 療育体制

※( )は前年度

利用児数	50名(48名)
運営(1日2クラス、週8クラス稼働)	6人×6クラス、7人×2クラス (6人×8クラス)

(4) 療育内容

- ① ソーシャルスキルトレーニングや成功体験の積み重ねを中心とした療育を実施する。
- ② 子どもが所属する幼稚園・保育園に訪問し対応方法等を共有する。(1人年1回訪問)
- ③ 動画やオンラインの活用も図り保護者勉強会を開催し発達の理解と対応を深めていく。

(相談課)

(1) 障害児相談支援

- ① 初相談における面接相談を実施する。(電話相談から2週間以内に面談を実施する)
- ② 利用者の持つニーズを迅速に把握して対応する。また、診療に至らないケースについて支援プランを明確にしてセンター内で共有するとともに、療育支援(サービス)へと繋げるほか、利用児が通う保育園や幼稚園等への訪問事業について検討していく。

(2) 計画相談支援

- ① センター利用児及び他施設利用児の円滑な障害児支援利用計画書の作成(モニタリングも含めて約300名分作成)をするとともに、関係機関を交えた個別支援会議にも積極的に取り組んでいく。
- ② 区福祉保健センターや児童発達支援事業所との連携を図る。

(3) 人材育成

- ① 横浜市相談支援従事者人材育成ビジョンを活用した課内研修を実施する。

(4) 各種事業

事業名	内容	回数
巡回相談事業	区内保育園・幼稚園	約130園の内、約90園の訪問
学校支援事業	区内公立小学校	約30校の内延べ50回の訪問(研修含)
保育所等訪問支援事業	区内外保育園・幼稚園、小学校	約60か所への訪問
区幼稚園・保育園研修	青葉福祉保健センター事業の共同開催	年2回の実施
こころのケア相談	保護者自身の精神的ケア	年約15回程度の実施
地域の子育て拠点等への巡回支援	ラフール、おもちゃの広場、すてっぷ	年12回の実施

(5) 相談支援・初期支援(外来グループ含む)の強化

新たに予算化された「相談支援・初期支援」の事業体系を明確にし、以下の事業を安定的に提供する。

事業名	内容	回数
ひろば事業（あおばであそぼ）	療育センター利用前の相談支援	年10（土曜診療日に実施）
1歳児ひろば（ばたばた）	相談開始後の低年齢支援	月1～2回
2～4歳児ひろば（はろお）	相談開始後の一次支援・評価グループ	週1～2回
年長児就学支援グループ（みーと）	年度後半利用の年長児への療育支援	年4回程度
知的発達系グループ（たんぼぼ）	診断後の初期療育グループ（2～5歳児）	1クール3ヶ月×3クール（2グループ）
肢体系グループ（いちごグループ）	1歳児を中心としたグループ	月1回×10ヶ月

## （管理課）

### （1）安全衛生管理

- ①新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することが困難な状況の中、職員が安全に業務を遂行できるよう、日常的な感染対策を徹底する。
- ②労働災害を防止するため施設内に整理整頓を促し、快適な作業環境を提供する。
- ③業務の効率化により超過勤務時間の抑制を図る。

### （2）人材育成

- ①目標チャレンジ制度を活用し、自らが目標を持ち、達成を目指すことにより、職員一人一人の成長を促す。
- ②オンライン等の技術を積極的に活用し、感染症蔓延期においても研修、人材育成の強化を図る。

### （3）経営管理

- ①4月からの診療報酬改定に伴い、報酬単価や各加算の算定要件等を理解し、医療事業収入の改善を図る。
- ②経費の削減、および法令順守を目的とした、適切な契約業務の遂行を行う。
- ③正確な財務分析から関連部署に課題を示し、共に改善ができるよう提案を行う。

### （4）施設管理

- ①老朽化が進む施設内の設備に対しては、各種補助金等を活用し、緊急性や優先順位等を検討しながら、速やかに修繕を行う。
- ②定期的に施設内を巡視し、電気・空調・水道等の浪費を防止する。

### （5）防災・防犯意識の向上と取組

- ①新型コロナウイルス感染症発生時における事業継続計画書（BCP）を策定する。
- ②日常の危機管理に加え、風水害、地震などの防災対策をし、福祉避難所としての体制強化を行う。
- ③防災訓練を毎月実施すると共に、結果を防災マニュアルへ反映させる。

## V たっちほどがや運営事業

### 1 全体目標

2022年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束見通しが難しい中、利用者にとって何が最善かを考え、今できることを確実にいき、利用者本位の施設運営を進めていく。

入所利用者には、不安定な体調や障害の重度化などにより、支援内容が健康管理を中心としたものになっている方も少なくない。今後とも、体調変化等に対して即時の対応を維持するとともに、看護職のサポートができるような医療的ケアを行える職員を増員していく。

生活介護事業では、新規利用者を1人受け入れ、利用回数を変更することで通所人数を増やし、日々の利用枠を効率的に活用していく。また、相談部門では、「総合相談支援センター（仮称）」開設に向け協力するとともに、計画相談の役割についての認識を深めていく。

いずみの課では、通所に新規利用者4人を受け入れる。また、放課後等デイサービス事業は、新たな利用者を加えて定員を満了した状態で運営していく。

以上のほか、施設内診療所の開設や生活介護事業の拡充について検討を進める。

### 2 運営事業の指針

- (1) 利用者一人ひとりとの意思疎通の向上
- (2) 利用者一人ひとりの幸福感の追求
- (3) 日中活動・外出（社会体験）支援の充実
- (4) 高齢化・重度化への対応
- (5) 人生ラストステージ支援（看取りの実施）
- (6) 看護体制の強化
- (7) 在宅児者を介護する家族の支援の充実（相談活動の充実）
- (8) 収支状況の改善（節約、合理化）
- (9) 労働環境の改善（働きやすい職場づくり、離職者防止、ノーリフトの拡大等）
- (10) いずみの課拡充についての検討
- (11) たっちほどがや内に「施設内診療所」開設の検討

### 3 数値目標

事業名	2022年度目標（前年度目標）
入所支援事業	41.2人/日（41.2人/日）
短期入所事業	7.8人/日（7.8人/日）
生活介護事業（通所）	23.5人/日（23.5人/日）
たっちいずみの生活介護	18.6人/日（19.6人/日）
たっちいずみの放課後等デイサービス	3.9人/日（4.0人/日）

## 4 各課の主要事業計画

### (入所支援課)

(1) 利用者の高齢化・重度化への対応

- ①医療ケア対応が出来る支援員を増やす。
- ②利用者の状態に応じて居室を見直す。

(2) コロナ禍における社会参加の模索

- ①感染状況を考慮して、外出場所や時間を調整する。
- ②外部通所の在り方について検討していく。
- ③感染状況をふまえて、ボランティア等の地域との交流方法を模索する。

(3) 家族との繋がり

- ①感染状況をふまえて、面会の案内を行う。
- ②定期的にお知らせを発行し、利用者の様子を家族に伝える。

(4) 感染状況に合わせた行事の実施

- ①入所全体行事は年2回とし、感染時期でも対応できるよう、実施内容を企画する。
- ②ユニット行事の内容を工夫していく。

(5) 安全な短期入所の受け入れ

感染状況に合わせ短期入所の受け入れ方法を検討する。

(6) 職員のスキルアップ

職員一人一人が共有すべき情報を理解し、発信できる能力を身に付けることが出来るよう研修を行っていく。

### (看護課)

(1) 看護師の連携体制の整備

感染拡大状況下での看護師間連携体制を再検討する。

(2) 入所

- ①医療ケアを安全に行うことができるよう支援員の指導・手技確認・必要性理解のためのサポートを行う。
- ②終末期にある利用者の生活・医療を支援員と一緒に考え、支えられるように、主治医・施設間・ご家族とカンファレンスや話し合いを実施していく。

(3) 短期入所

医療ケアを安全に行うことができるよう情報共有の体制を整える。

(4) 通所

利用者が安全安心して過ごせるよう生活支援員と連携しケアを行う。

(5) 職員育成

感染・急変時にスムーズな対応がとれるように、引き続き情報共有を行う。

利用者の健康ステージに応じて、生活支援員が考えて動けるように、カンファレンスや日々の関りを通して情報提供していく。

## (通所・在宅支援課)

### (1) 生活介護事業

他事業所を併行利用し地域で生活している利用者を受け入れる生活介護事業では、徹底した感染防止対策が求められることを認識し、感染防止対策を実施していく。また、感染が蔓延している状況においては、利用者に在宅生活を強いる状況になりやすく利用者・家族両者の支援が必要になってくる。安全面に配慮した通所運営と感染が収束へ向かいはじめた際には、利用者の楽しみや家族のニーズに焦点を当てた「楽しい場所」としての機能・役割も付加していく。

### (2) 短期入所事業

長期入所利用者とユニットを共にする短期入所事業としては、全室個室の環境をメリットとして捉え、状況に応じた柔軟な感染対策を実施していく。

地域の感染状況を正確に捉え、感染対策と本人・家族のニーズが共に両立できるようにその時に見合った連絡・調整を行う。

### (3) 指定特定相談支援事業

コロナ禍にふさわしい計画相談の進め方を模索し、滞ることがないように計画相談業務を実施する。

### (4) 長期入所者の日中活動支援

地域の感染状況に応じて、その時に適した活動を実施する。

コロナ禍においては、個別活動や調理活動等が主となるが、ボランティア等の地域との繋がりが途切れないように関係を保ちながら、再開に向けて準備を進めていく。

行事・イベントの実施に関しては、入所支援課と連携して取り組む。

### (5) 人材育成

チャレンジ目標制度を活用して個人としての成長を促すとともに、通所部門独自の目標を設定してチーム（集団）としての向上も目指していく。担当業務を強化し生活支援員としての知識、技術の向上を図る。

### (6) 働きやすい職場作り

「うつさない」「うつらない」「広げない」ための感染対策を確実に実施し、安心して働ける職場環境を提供していく。また、休暇の取りやすい環境作りや意識改革を行っていく。

## (たっちいずみの課)

### (1) 利用者、利用者家族に寄り添った支援

利用者が笑顔で楽しめる場を提供するだけでなく、他機関も含めた連携を図り、ご家族に寄り添いながら、安心感して送り出せる場所を作る。また、開所当時からの基本的な方針である「出会いを大切に…」し、「また明日も利用したいと思える場所」の提供を継続していく。

### (2) 継承、そして進化

今まで取り組んできたものだけが続けていくのではなく、その時々に合わせてるとともに、

新たなものを考え進化を図る。

(3) 職員一人一人が余裕を持ち、自ら考え、生き生きと働ける環境作り

年次有給休暇の取得推進や支援に付帯する業務に取り組める環境作り。

また、自ら考えて実現することでやりがいを感じ、日々生き生きと働ける環境作り。

(4) 地域のニーズを探る

学校等の地域と連携を図りながら、求められているものを探り、将来を見据えた事業所運営を行う。

## (管理課)

収支状況を分析し、経営改善に向けた検討を行う。

(1) 予算及び執行の管理

①適切な予算作成と計画的な執行を行う。

②助成金や補助金を積極的に活用する。

(2) 建物・設備管理

経年劣化による建物修繕及び設備更新について、引き続き必要な費用を積算する。

(3) 労働環境整備

①定期的な施設設備の点検と迅速で合理的な修繕を実施する。

②腰痛による離職を防ぐためリフター導入を検討する。

③時間外労働時間及び年次有給休暇の取得状況を把握し、適正な勤務管理を行う。

(4) 防災・防犯対策

①防災計画の見直しを検討する。

②福祉避難所設置・開所・運営訓練を実施する。

(5) 給食提供

①利用者が高齢化・重度化しているため、生活支援員や看護師から利用者の喫食状態や健康面について聞き取りを行い、食事形態を検討し、栄養管理で利用者の健康管理を図る。

②給食では実現の困難な利用者一人ひとりの食への要求や嗜好について、日中活動で行う調理活動を通して実現させ、利用者に合わせた食育につなげる。(入所利用者)

③2022年度から給食業者が変更になるため、スムーズな業者の移行を行い、安心・安全な給食提供を行えるように努める。